

「いじめに関する自己点検」シート 点検内容の解説

a. (質問番号 2・5・8・11・14・17) に1を付けた場合

○これらの質問は、いじめについて誤った理解をしていないか、いじめに対する思い込みがないか、いじめを減らしていく上で妨げになる考え方をしていないか、等について点検していただくためのものです。1を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような認識が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

2. → いじめとは「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）である

・以前は、文部科学省の調査において、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされていました。しかし、平成18年度より上記とほぼ同じ定義に改められ、法制定後は上記を用いています。

・これは、「強い・弱い」等の印象や子供の様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子供の立場に立って判断できるようにと改められたものです。

・いじめには、相手が拒否できないことを見越して、執ように繰り返されたり、大勢で特定の個人を標的にするものがあります。その一方、互いが納得しているように見えたり、互いにやり合っているように見えたり、軽いふざけにしか見えないものもありますから、注意が必要です。

5. → いじめを行う子供は、決まっているわけではない

8. → いじめられる子供は、決まっているわけではない

・いわゆる「いじめっ子」や「いじめられっ子」のイメージも根強いのですが、実際には、思いがけない子供が大きくかかわっている事例も少なくありません。

図1に示したとおり、小学4年から中学3年までの6年間に年2回ずつ計12回調査を実施した中で、9割近い子供が被害経験はもちろん、加害経験も1回以上は持っているという実態が、国立教育政策研究所の調査で明らかになっています。

しかも、その半数の子供が6回以上の調査時点での経験を報告しています。いじめは、大人目から見て「気になる子」だけの問題ではないのです。

・特定の同じ子供だけが繰り返し被害に遭ったり、反対に被害を与えるという問題ではありませんので、一部の子供にのみ注意を払ってあげればよい、その都度指導していけばよい、という姿勢であっては後手に回ることにもなりかねません。

・平成8年に出された文部大臣の緊急アピールにもあるとおり、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうる」という姿勢に立ってください。そして、まずは「未然防止」の取組を行いましょう。

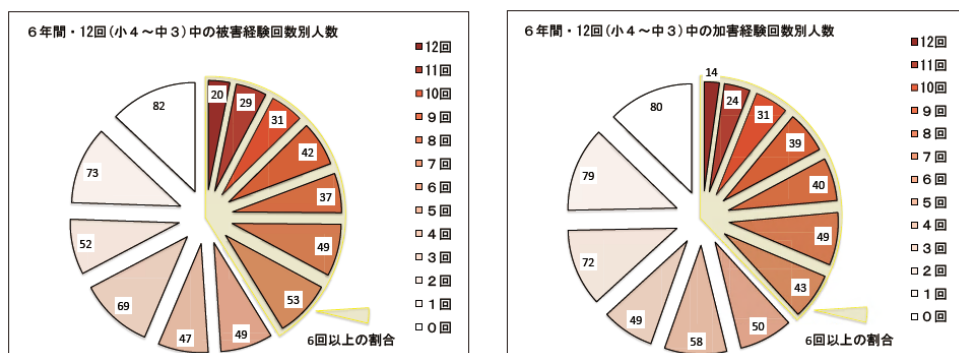


図1 2007年度小学4年生が6年間12回にわたる調査時点中に「仲間はずれ・無視・陰口」を経験したと報告した回数(被害・加害) 出典：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター『いじめ追跡調査2010-2012』平成25年、10ページ

11. → 一度、徹底的に指導をしたからといっても、その効果がいつまでも継続するとは限らない

- ・ いじめの指導は、学級や学年といった単位で実施されるのが一般的でしょう。その時点でいじめの当事者であった子供の場合には、そこでの指導はそれなりの効果を持つに違いありません。しかし、その場合でも、数箇月後にはどうでしょうか。ましてや、その時点で当事者ではなかった子供の場合、せつかくの指導も伝わっていないかも知れません。
- ・ いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行うことが望ましい理由の一つは、状況が変われば、誰もが簡単に加害者・被害者になりうる問題だからです。

14. → 親や教師に相談できないからこそ、いじめが深刻な問題になる

- ・ いじめの被害者の多くは、被害の事実を大人や友人に相談することをためらいます。なぜなら、他人に知られたくない秘密を理由にいじめられていたり、いじめられていること自体を恥ずかしいと感じていたりするからです。
- ・ また、親や教師を心配させたくない、悲しませたくない、がっかりさせたくない等の気持ちから被害を告げない場合もありますし、他人に相談したことが知れて一層ひどいいじめを受けることになるのではないかと恐れる場合もあります。
- ・ その結果、いじめが収まるまで自分が耐えていけばよいと考えた挙げ句、耐え切れなくなって自殺を選ぶ子供までいるのです。

17. → いじめたり、いじめられたりすることは、健全な成長を阻むものである

- ・ 人の成長の過程で、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってよいでしょうか。少なくとも、いじめによって成長する等の言動によって加害者の行為を容認することは許されません。結果的に、被害経験をプラスに転じることができる場合があっても、いじめを肯定しているかのような言動は慎むべきでしょう。

b. (質問番号 1・4・7・10・13・16・19) に1を付けた場合

○ これらの質問は、いじめに積極的に取り組むことを、ためらわせたり、迷わせたりするような事柄を点検していただくためのものです。1を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような姿勢が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

1. → いじめは人間として絶対に許されない、という強い認識を持つ

- ・あからさまな暴力と比べると、教師によって評価や対応が異なることが多いのがいじめの特徴です。しかし、大人の側の認識や見解に温度差があればあるほど、いじめの加害者を勇気付けることとなります。
- ・また、加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないことという姿勢をしっかりと示していくことが求められます。

4. → いじめに関する疑問や迷いは、法に基づいて学校に設置されたいじめ対策の「組織」に投げ掛け、学校全体で共有するようにする

7. → 教育相談やカウンセリング等の専門的な知識がなくとも、できること・すべきことはある

10. → 学校の体制づくりは大切であるが、それが実際に働くには、教職員相互の共通認識や保護者の理解、それらに裏打ちされた個々の行動が不可欠である

- ・気になることや迷うことがあったら、自分だけで抱え込まずに、すみやかに「組織」に報告・相談しましょう。同じように迷っている同僚や保護者がいるかもしれません。認識の共有、行動の一元化につながるという点で、そうした報告や相談も、十分に積極的な行動と言えます。

- ・また、不適切と思われる行為に対して「良くない」「好ましくない」という個人のメッセージをその場で伝えることは、専門的な知識やマニュアルがなくとも可能です。

- ・自分に「できること」、自分が「すべきと思うこと」は、他の教職員や他の保護者にも伝え、一緒にやってもらいましょう。学校に対策のための「組織」があるからと言って指示を待つだけではなく、自分にできることをやっていく、他の保護者や他の教職員との共通の認識と目標の下に自分の役割を遂行していく、という姿勢が大切です。

13. → 子供の発達段階に応じて、適切な介入を行うのは当然のことである

- ・子供たち自身で適切に問題が解決できるためには、その基盤となる価値観や互いを尊重する態度等がきちんと育っているかどうか問題になります。そうした視点に立って、年齢にふさわしい心が育っているかどうかを問い直してください。

- ・また、そうした点が十分だと思われる場合であっても、社会経験の乏しい子供が時に誤った結論を導き出すこともあります。子供の「自立性を育てる」ということは、

単なる「放任」とは異なります。必要に応じて大人が介入していくことに対して、ためらう必要はありません。まして、それが人命にかかわることであったり、人権にかかわるようなものであったりする場合には、なおさらです。

16. → 敏感過ぎるくらいの気持ちが大切である

・いじめの問題に対して、「敏感になり過ぎ」ということはありません。それは「いたずらに騒ぎ立てる」ということとは別のことです。

・教師がいじめに対してふだんから毅然とした姿勢を示していくことは、とりわけ重要なことです。そうした姿勢を茶化す子供がいた場合には、強くたしなめる必要があります。「物分かりがよい」振りをしたり、子供に迎合することがあってはなりません。

19. → 学校や家庭にできること、学校や家庭から始めていくべきことがある

・携帯電話やスマホ、通信機能のついたゲーム機を用いたいじめを学校が発見したり、いわゆる「学校裏サイト」を削除したりということを、学校の力だけで行っていくことには限界があります。そうしたいじめの被害に遭った子供や家庭にとっては、なおさらです。

・インターネットを媒介とするような「見えにくい」形のいじめは、他のいじめほどに大きな割合ではないとしても、これからも続いていくことでしょう。学校が媒介となったり、学校が被害者と一緒になって、教育委員会や専門家の力を借りることが大切です。

・その一方で、子供が加害者にならないように、学校で「情報モラル教育」を行うこと、家庭で子供の携帯電話やスマホ、ゲーム機器の使用について監督・指導することが大切です。

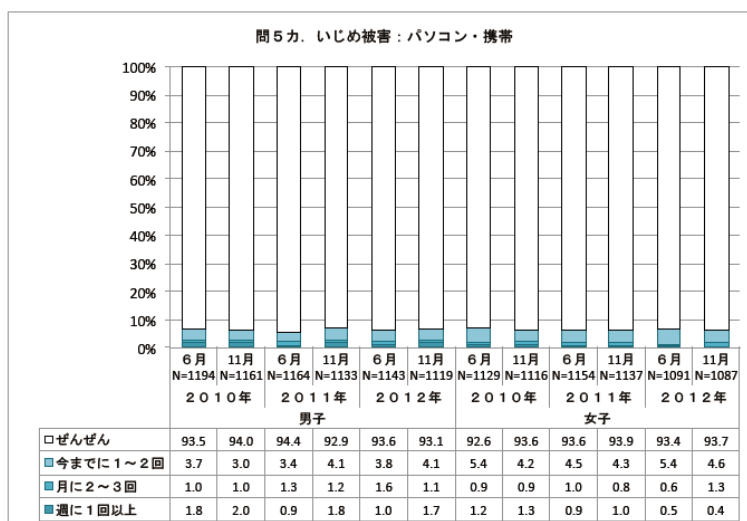


図2 中学1~3年生の「パソコンや携帯電話で、イヤなことをされた」と報告した割合
 出典：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター『いじめ追跡調査 2010-2012』平成25年、21ページ

c. (質問番号 3・6・9・12・15・18) に0を付けた場合

○ これらの質問は、様々な場面におけるいじめに対する取組がなされているかどうかを点検していただくためのものです。0を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような取組が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

- 3. → 子供の様子や会話には注意を払う
- 6. → 授業中や団らん中も、しっかりと子供の様子を見る
- 9. → 「良いことは良い、悪いことは悪い」という指導を行う
- 12. → 子供との信頼関係を作る
- 15. → ゆったりした気持ちで子供に接する
- 18. → 「分かる授業」を推進する(してもらおう)

・いじめに対する取組というと、何か特別な手法があるかのように思うかも知れません。しかしながら、いじめに対する「特効薬」とでも言うべき取組は、存在しないと云ってもよいでしょう。それを補強するような手法は存在するとしても、基本となるのは地道な日々の働きかけを通して、子供たちを健全な大人へと育て上げていく「未然防止」の取組にほかなりません。そして、何か気になる変化があれば、速やかに報告し、学校としての「早期対応」につなげます。

・そうした取組を進める際の第一歩として、上に挙げたようなことを日ごろから心掛けているかどうかを、まず点検してください。その上で、不十分な点があった場合には、その取組がいじめを減らす取組としても有効であることを自覚し、意識的に実行するようにしてください。

・いじめに向かわないで済むような子供に成長させること、他者を傷付けたいという欲求を子供が抱かなくてもよいように日ごろから充実した家庭生活や学校生活を送らせること、など、子供の心を育てていくような、社会性を育てていくような取組が重要です。

・もし、上に書かれたことをどう実行していけばよいのか自信がない場合には、他の教職員・他の保護者に尋ねてみてはいかがでしょうか。同僚やPTAの仲間とともに試行錯誤しながら、取組を進めていきましょう。

a. b. のいずれにも1が付かなかつたうえ、c. のいずれにも0が付かなかつた場合

- ・ あなたのいじめに対する認識、取組姿勢、実際の取組には、特に指摘すべき問題点はないようです。
- ・ しかし、自分では十分に取り組んでいるつもりでも、子供にそれがうまく伝わっていないかも知れません。さらには、予想もつかないような形のいじめが起きないとも限りません。
- ・ また、あなた自身はうまく対応できていたとしても、あなた一人で対応できる子供には限りがあります。いじめを減らしていくためには、他の教職員・他の保護者にもあなたと同じような認識や姿勢を持ってもらい、同じような取組を行ってもらう必要があります。
- ・ 自校の「学校いじめ防止基本方針」を、「形だけのもの」で終わらせることなく、「未然防止」や「早期対応」に資するものになるよう、他の教職員・他の保護者にも働き掛けつつ、学校や家庭の取組がきちんと成り立つよう、全体にも目を配りながら、御自分の取組を進めていってください。



出典：国立教育政策研究所「いじめに関する校内研修ツール」